

新地開発をめぐる幕府政策と訴願運動

——難波新地の開発を中心に——

松 永 友 和

はじめに

本論は、大坂の難波新地の開発をめぐる一件を通じて、新地開発のあり方や、幕府政策と訴願運動の関係について考察するものである。

大坂の新地開発については、古くは『大阪市史』において、新地の種類や開発過程が述べられている。^①近年では、内田九州男氏が都市建設・町の開発を述べるなかで触れ、新地開発の計画手法には計画絵図が作成されていたこと、計画書は収支の見積が伴っていたこと、開発申請者は開発を投資の対象としていたことなどを指摘している。^②さらに塚田孝氏は、新地開発と株（特に茶屋株）に注目し、茶屋株と茶屋仲間の展開を新地開発のあり方と関連させて考察している。^③このように新地開発に関する研究は深まりつつあるが、新地開発の具体的な成立過程や、開発を受ける側の動向については不明な点が多いといえよう。そこで本論では、宝暦・明和期に開発された難波新地をとりあげ、幕府による新地開発政策とそれに対抗する難波村の訴願運動を中心に論じていく。

本論に入る前に、新地開発の性格付けを行うために、曾根崎新地と高津新地の概要を述べることにする。

曾根崎新地は、宝永五年（一七〇八）に蜷川沿の西成郡曾根崎村の地内を開発して成立した。同年二月の町触によって、地代銀の永久免除・十五年間の無役・茶屋株や風呂屋株など諸株所持を認めるという前提のもと入札者を募り、高金額を提示した者が落札する、という方法が採られた。開発後、新地は天満組に編入され、さらに三町に町割りされ、各町に町年寄が置かれた。落札者には町触通り、茶屋株などの所持が認められるとともに、「株付屋敷」も下された。茶屋では一株につき二人の茶立女を置くことが許可されたが、現実には遊女としての営業が中心であった。いわゆる「新地」が、遊里（遊所・遊廓）の代名詞として用いられたのは、このためである。^④

西高津新地は、享保十八年（一七三三）に西高津村のうち、紀州街道沿の長町以東の二一七石余の畑地を開発して成立した。谷町二丁目福島屋市郎右衛門と立売堀三丁目の備前屋善兵衛の両名が、「新地屋」の建設を幕府に願い出て、許可を得たのち開発に着手した。そのとき両町人は西高津村から地所を買い請けている。開発後の地所は、

町人の「請地」とされ、翌十九年九月に新地の繁昌や開発者の助成のため、茶屋株三三株が与えられている。延享二年（一七四五）正月には、大坂代官支配から大坂町奉行所支配となり、南組に編入されている。そのとき、新地は九町に町割りされ、各町に町年寄が置かれた。ただし大坂三郷へ編入されても、年貢負担は継続され、さらに町役も他町並に納めるといふ両役負担となっている。

この二つの新地開発を請け負ったのは町人であり、その点で「町人請負新地」と呼ぶことができる。だが、開発の契機に注目してみると、曾根崎新地は大坂町奉行所の町触、つまり幕府の意向が開発の契機となっており、一方、西高津新地では町人が開発を出願している。その点で二つの新地を区別することができる。そこで本論文では、前者の開発を「幕府主導型新地」とし、後者を「町人出願型新地」と呼ぶことにする⁽⁷⁾。

以下では難波新地の開発と、その前段階にあたる「松安庄右衛門新建築家願一件」を取りあげて考察していく。それは、この二件の開発が密接に関連するとともに、開発に至る村側の動向が具体的に判明するためである。

第一章「松安庄右衛門新建築家願一件」と訴願運動

本章では、宝暦期の新地開発をめぐる一件、「松安庄右衛門新建築家願一件」をとりあげ、新地開発に反対する難波村百姓の姿を訴願運動として捉え、その具体相を明らかにしていく。この一件は、宝暦九年（一七五九）に松安庄右衛門が、新地建築家願を代官所に提出したこと

に始まる。代官所側も松安に同調し、開発を強力に推し進めたが、村側は開発に反対の意向を示した。その後、村民による訴願運動の結果、開発は差止となった。以下では、一件の具体的な経過を明らかにするとともに、村側の開発反対の論理を追究していきたい⁽⁸⁾。

第一節 松安庄右衛門による新建築家願

難波村の庄屋のもとに、松安庄右衛門の新建築家願が伝えられたのは、宝暦九年閏七月三日である（開発の経過については表1を参照）。次の史料は、そのときの状況を庄屋が書き記したものである。

一内藤十右衛門様を一昨日御差紙、先達而松安庄右衛門新建築家願之儀二付御吟味有之間、地子老人茂不残罷出候様、病氣之者者駕籠

右の史料によると、大坂鈴木町代官内藤十右衛門が難波村庄屋甚左衛門に差紙を渡し、松安による新建築家願の件で吟味があるため、「地子」は残らず出頭せよ、と命じていることがわかる。史料の文脈から判断して、「地子」とは、開発計画にあがった土地所有者のことであろう。この史料からは、大坂町人松安庄右衛門の出願が開発の発端となっており、この開発は「町人出願型新地」として始められたのである。

開発を願いだした松安庄右衛門については、以下の事柄が判明する。居所は大坂天満の舟大工町で、大坂城の蔵米の払方を生業としていた⁽⁹⁾。それに加えて、堂島米仲買株や搗米屋・駄売屋株を所持しており⁽¹⁰⁾、これらのことから松安は、米穀流通ルートに深く関与した「御城米御用達」商人であるといえる⁽¹¹⁾。それが原因となり、天明三年と七年

表1 「松安庄右衛門新建家願一件」の経過

年	月 日	出 来 事
宝暦9年	閏7月3日	鈴木町代官内藤十右衛門が、松安庄右衛門による新建家願の件について関係者の出頭を命じる。
	閏7月5日	土地所有者34名（幕領20人、社領5人、出作9人）および付添の村役人が代官所に出頭。吟味を受ける。
	閏7月7日	再び土地所有者および村役人が出頭。代官から直々に吟味を受ける。
	閏7月19日	土地所有者ら出頭。代官元メ大塚富右衛門から年貢増徴の圧力を受ける。
	閏7月20日	難波村の高持百姓が寄合を開く。
	閏7月21日	難波村の惣百姓代（御料惣百姓代18人、社領惣百姓代3人）が開発差止の願書を内藤代官所に提出。→のちに強訴に似た行為と捉えられ問題化。
	8月12日	閏7月21日の行動が強訴がましいとして問題化する。
	10月21日	惣百姓代のうち、一部の者が開発差止から離反する。（惣百姓代の分裂）
	10月23日	土地所有者と松安庄右衛門が代官所において開発をめぐる話し合う。
宝暦10年	6月20日	江戸から開発の差止の命令が下される。村側は代官所へ礼金を贈る。

※『古来と新建家目論見一件』より作成。

(二七八三・八七)の打ちこわしでは、その標的となった人物として知られている。⁽¹⁸⁾

また、松安は萩藩の財政面にも関与している。⁽¹⁹⁾ 松安にとって新地開発は、自己経営の一手段であり、今回の開発以外では、安永五年（一七七六）に曾根崎川上口の新築地の開発を手掛けている。⁽²⁰⁾ 以上のことから松安は、米穀流通を中心に多方面にわたる事業を行った大坂の有力町人であるといえる。

さて、代官所から出頭を命じられたことにより、同月五日に土地所有者（幕領百姓二〇人、生玉社領百姓五人、出作九人）および付添として村役人が代官所に出頭している。代官所において土地所有者らは、代官手代から吟味を受け、さらに松安と直接会って談判を行い、土地を譲り渡すよう命じられた。それに対して土地所有者は、土地を松安に売り渡せば、「難義」するとして、反対の意向を示す。その後、ひとまず代官手代は土地所有者を河内屋源兵衛方へ控えさせ、一人一人呼び出す形式で吟味を行った。土地所有者が、初発の段階で開発に反対の意向を示した点に注目したい。

七日には、代官内藤十右衛門が直々に吟味を行ったあと、代官元メ富右衛門が土地所有者に対して、松安は御用を承っている者であり、土地の譲渡に得心するべきである、と申し付けている。

それから十二日後の七月十九日、土地所有者は再び代官所に召し出され、以前に増して代官所から土地の譲渡について圧力を受けることになる。元メ富右衛門は土地所有者に対して、開発の用地をいか程の代銀であっても譲り難いということは、相当の「徳有之地」であると考えられる、そうであるならば「難波村中免十ヲニ御取箇」（年貢率

十割)にすると言い迫る。その上で元メは、所有者が地所を譲るか、それとも年貢率の引上となるか、二つに一つであると述べている。

当時の難波村の年貢率は、「六ツ式分六リ七毛」⁽¹⁶⁾であったため、「免十」は非常に大きな負担となる。元メの発言で注目すべき点は、免増の対象地域が「難波村中」であること、つまり開発の用地のみならず、村全体が対象となっている点である。元メの発言によって、この一件は、松安と土地所有者間の問題から、松安・代官所と難波村全体に関わる問題へと発展したのである。

その後、難波村では高持百姓を中心に寄合を開き、土地の売買はあくまで土地所有者の意向次第であるが、土地の譲渡に反対すれば難波村全体の年貢率が上げられ、一同が難儀するとして、高持百姓の意向は、新地開発願に反対しないことが取り決められた。

以上のように、「松安庄右衛門新建家願一件」の開発計画が持ち上がったとき、土地所有者は開発に反対の意向を示した。代官所側は大坂町人松安庄右衛門に同調し、開発を推進したのである。

第二節 開発反対の訴願運動

松安が出願して始まった開発計画は、その後、転機を迎えることになる。七月二十一日に、難波村の惣百姓代が開発差止の願書を内藤代官所に提出したのである。⁽¹⁷⁾願書によると、私共(惣百姓代)は土地所有者ではないが、所有者が土地を譲り渡せば甚だ難渋してしまうと述べた上で、さらに続けて次のように付け加えている。⁽¹⁸⁾

一 当村之義以前者村高多御座候二付、大小之百姓農業、又ハ其作物を以所々江売候而渡世仕来り候処、先年々御用地ニ付村高之内

所々被召上、近年者難波御蔵并入堀等二村高之内御用地ニ被召上候故、殊之外高も減少仕、前々村高多キ節之もの共茂只今二而者作当テ無御座、作場減少故、菜・雑事を売候而渡世仕候ものも作物少ク相成候二付、末々之水吞百姓茂必至とは是迄難義仕罷有候処、此度之願場処之義者先年新銭吹場ニ被仰付候節、右之畑地ハ道頓堀九郎右衛門町南表惣苗代場二而、諸種蒔置候而生立候を所々畑地へ植付申候義故、其節之御代官様江も度々御願申上、其上江戸御表迄罷下り、(中略)右新銭吹場之畑地村方へ御戻シ被為成下候様奉願上候処、早速被為聞召上御戻シ被下候畑地之義ニ御座候得共、右地内百姓共願人と相對被仕候而者、其余之百姓大小水吞之もの共も差当り今日之渡世ニ差詰り及渴命、難義至極奉存候二付、恐多ハ奉存候得共此上之御慈悲を以、右之場処地内百姓相對不仕候様仕度、尚又願人之衆中々茂新建家之義御聞届不被為成下候ハ、千万難有可奉存候、依之乍恐奉願上候、以上、

難波村

御料分惣百姓代

宝曆九年卯閏七月廿一日 粕屋

与右衛門

(一七名・・略)

同村

生玉御社領惣百姓代

大屋

五郎兵衛

(二名・・略)

内藤十右衛門様

御役所

惣百姓代の主張は、土地の譲渡および新建家願自体の反対を願いだしたものである。反対の論理は次の三つに集約できる。

一つは、開発は土地所有者だけでなく、村内の様々な階層の者に影響を与え、それによって村民の大多数が難渋する、という点⁽¹⁹⁾があげられる。この点に関して惣百姓代は、以前村高は多かったが近年は御用地に召し上げられ、百姓の持高も減少している、それによって土地からの収穫物が少なくなり、その上開発によって土地が奪われると、生産者のみならず作物を売って渡世する者も難渋してしまう、と訴える。ここで注目すべきは、惣百姓代が「菜・雑事を売候而渡世仕候もの」や「水呑百姓」にも着目した点である。惣百姓代は、松安と土地所有者間の問題を、青物生産・流通に関わる村民全体の問題として捉えたのである。⁽²⁰⁾

二つには、新地開発によって村共有の「惣苗代場」を失ってしまうことをあげている。願書によると、青物を栽培するとき、「惣苗代場」において青物の種を蒔き、苗をある程度生育させ、それを「所々畑地」へ植え付けているという。「惣苗代場」を失えば、青物生産の減収に繋がり、さらに青物流通にも影響が及ぶと訴えたのである。

この二つに共通する点は、新地開発を村内の青物生産・流通の弊害と見なした点である。惣百姓代は、開発を村全体の問題とみることで、開発反対の多数派を形成したのである。

反対の論理の三つ目には、由緒を強調した点⁽²¹⁾があげられる。惣百姓代は、今回の開発計画地が以前に新銭吹場の候補地となったとき、当

時の代官所に度々反対を願ひ出て、さらに江戸にまで訪れて訴願したところ、早速聞き届けられたことを強調している。新銭場設置に反対したときの具体的な状況は不明であるが、後日、この計画は頓挫している。惣百姓代は、以前に認められた由緒を強調することで、今回の開発に反対したのである。⁽²²⁾先例を重視する社会において、由緒を強調することは、訴願する際に有効な手段であるといえよう。

惣百姓代の願書を受けた代官所側は、それでもなおかつ新地開発を推進した。元々富右衛門は、

奥留り庄右衛門願免拾壹ヶ年百五拾枚御益差上、地主へハ質入直段壹ばい増二而可渡候旨申候二相對難成と申ハ、是迄過分徳分有之畑地を其俣二而致上納隠シ置候⁽²³⁾

と述べ、あたかも村側が「徳分」を隠匿しているかのように決め付け、村側に圧力をかけた。さらに松安も、土地所有者に対し質入価格の倍の値段を払うとともに、代官所には十割の年貢および一年につき銀一五〇枚を差し上げる、という好条件を用意して開発の許可を取り付けようとした。代官所側が松安に同調し開発を推進したのは、幕府側の利益、すなわち「御益」が理由だったのである。

この元々の発言を受けて、惣百姓代らは一言も反論することができずにいたが、付添で来ていた新蔵が、土地の譲渡に反対したのは、畑地に徳分があるためではなく、「家督二はなれ家敷二成候義歎ヶ敷奉存候」と述べ、機転を利かせてこの場面は切り抜けている。

第三節 惣百姓代の分裂

開発反対の訴願運動は、惣百姓代を中心に行われたが、惣百姓代の

意思は必ずしも「一枚岩」ではなかった。その後、惣百姓代の意思は分裂したのである。⁽²³⁾

意思の分裂は、閏七月二十一日に惣百姓代が願書を代官所に提出した際、代官所側が惣百姓代の行動を問題視したことに端を発する。代官所側は惣百姓代らの行動を、頭取を立てずに大勢が詰め寄ったとして、「強訴ヶ間敷義」と捉えたのである。強訴⁽²⁴⁾は幕府法によって禁止されており、代官所側は八月十二日、願書の冒頭に署名していた与右衛門を村預に処すとともに、村民四九〇人の署名付きで、以後は強訴あるいはそれに類する行動は決して行わない、という誓約書を提出させている。⁽²⁵⁾

このように、代官所と難波村は開発をめぐる衝突し、両者の関係は緊張したものになる。それが原因となり、惣百姓代六名が開発反対派から離脱した。

十月二十一日、惣百姓代次郎左衛門他五名は、以前は開発に反対したが、それによって村全体の年貢率が引き上げられては難儀するとして、以後は開発に反対しない旨を代官所に提出した。この行動は、村と代官所が緊張関係となったことにより、止むを得ず選んだ行動といえよう。ただ、新地開発を反対していた惣百姓代たちにとっては、次郎左衛門らの行為は許されるものではなかっただろう。

しかし、次郎左衛門ら六名の行動を一方的に否定するのは必ずしも正しいとはいえない。なぜならば、開発反対を押し切ることはすなわち、村全体の年貢率が幕府によって上げられるリスクを伴うからである。このことを考慮に入れると、次郎左衛門らの行動は、一部の百姓の利害を代弁したものと見えよう。

開発に反対か容認かという点で、惣百姓代の意思は分裂したが、百姓として自らを成り立たせようとする方向において、両者の意見は一致していたのである。

第四節 新建家願の差止

惣百姓代の意思が分裂した頃、開発を出願した松安は、独自の活動を始める。開発願を「江戸表」に提出し、開発を働きかけたのである。松安は幕府に「過分之御益」を差し上げ、かつ「高免二而御年貢」を上納すると上申した。⁽²⁶⁾「御益」を重視する幕府にとって、幕府に直接訴える松安の手法は有効であったと考えられる。

十月二十三日には、土地所有者と松安庄右衛門が代官所に呼び出され、開発の是非をめぐる話し合いが行われた。そのとき土地所有者は、代官所から圧力を受けながらも松安に対して、いか程之金銀を受け取ったとしても、自分たちは畑作を生業とする以外に商売をしたことがなく、俄に商人になることはできない、万一御用地に召し上げられたとしても、「御代官様」に繰り返し訴願することで、畑地を維持することを願い出る存念であると述べ、開発に反対の意向を示した。あくまで実力行使ではなく、訴願によって問題解決を図ろうとする百姓の意識には、「御代官様」への依存・恩頼感⁽²⁷⁾さえ感じられる。村民の一人は、

何分松安庄右衛門江相对仕候而畑地譲り渡シ候儀者得不仕、万々一御用地歟御買上二而御上江被召上候節者、地も木も御公儀様之物二而候得者是悲⁽²⁸⁾二及不申候得共、庄右衛門へ相对之義ハ得不仕候⁽²⁸⁾

と述べて、開発に反対した。村内の土地が外部の者に移ることへの危機感も、開発反対の要因であったようである。⁽²⁹⁾

最終的にこの一件は、宝暦十年（一七六〇）六月二十日に裁決が下された。土地所有者、および惣百姓代、庄屋・年寄が代官所に呼び出され、代官内藤十右衛門の前で次の沙汰が下された。

先達而大坂松安庄右衛門其村方作場ニ新建家願出候処、其方共達而差障り候ニ付、右願之趣江戸表へ窺候処、新建家之儀者相止候様申来り候⁽³⁰⁾

およそ一年に及ぶ村側のねばり強い訴願運動により、開発中止という判断が下されたのである。

その後、村側は代官所役人に、総額五〇九匁余の「御札」銀を贈っている。この金は礼銀の意味もあるが、むしろ、今後村側の要求を有利に運ぶための人脈づくり、代官所との太いパイプづくりと見た方が正しいのかもしれない。様々な手管も、「訴願する実力」だったのである。⁽³¹⁾

ここで本章を小括する。

宝暦九年の開発「松安庄右衛門新建屋願一件」は、「御城米御用達」町人松安庄右衛門による出願、すなわち「町人出願型新地」として進められ、計画は、松安（出願者）↓代官所↓難波村という経路で伝えられた。開発に対して村側は、特に惣百姓代が中心となって、開発反対の訴願運動を行った。反対の論理は、難波村の青物生産・流通を生業とする者に悪影響を与えること、開発用地が村の「惣苗代場」であること、以前にあがった新銭吹場設置が頓挫した由緒をもつという三点である。その後、訴願運動が展開していくなかで、惣百姓代の意思

が分裂するなど、紆余曲折を経ることになるが、最終的に幕府が下した判決は、開発の差止めであった。村側は訴願運動によって、開発の差止という判断を幕府から導き出したのである。

第二章 難波新地の開発と訴願運動

本章では、難波新地が成立するまでの過程について、村側の動向を中心に述べていくことにする。

難波新地は、明和元年（一七六四）に幕府主導のもと、鈴木町の金田屋正助が請け負い、開発された新地である。近世後期には大坂を代表する新地の一つとして栄え、今日のいわゆる「ミナミ」の基礎に位置づけられる。⁽³²⁾ 難波新地が開発される以前、難波村は「松安庄右衛門新建家願一件」と同様、開発に対して訴願運動を行った。しかし前章で確認した訴願運動とは性質を変え、開発そのものに反対するのではなく、開発請負を出願する運動を起こしたのである。以下では、難波新地の開発が決定するまでの過程に焦点をあて、幕府政策と訴願運動について検討していく。

第一節 開発の発端

難波新地の開発の発端は、「松安庄右衛門新建家願一件」とは異なり、大坂西町奉行所から開発が命じられたことに始まる（経過については表2を参照）。

一五月廿七日、昨夜西御番所へ御差紙之写到来、今廿七日五ツ時、庄屋年寄西御番所江罷出候様申来ニ付、早朝へ我等兵助、年寄仁

表2 難波新地の開発の経過

年	月日	出来事
宝暦14年 (明和元年)	5月26日	大坂西町奉行所が、難波新地の開発にあたって、村役人の出頭を命じる。
	5月27日	庄屋代人兵助と年寄が出頭する。幕府から開発の沙汰があったことを聞かされる。
	5月28日	庄屋代人兵助が偽称の廉で入牢を命じられる。年寄三人は用聞預けとなる。
	5月29日	土地所有者が、西町奉行所に出頭し、開発にあたって土地の引渡方法の選択を迫られる。土地所有者は、代銀での買上方法を選ぶ。
	6月2日	西町奉行所側が、村役人に対して開発に反対しない誓約書を認めさせる。
	6月11日	庄屋代人兵助および年寄の罪が赦される。難波村の年寄が、開発の村請負を西町奉行所に願い出る。
	6月13日	難波村の庄屋・年寄が、開発の村請負を代官所に願い出る。
	6月23日	難波村の庄屋甚左衛門が、開発の請負を代官所に願い出る。
	7月5日	難波村の庄屋甚左衛門が、再び請負を代官所に願い出る。
	7月11日	難波村の庄屋甚左衛門が、再々度にわたって請負を代官所に願い出る。
	7月12日	難波村は寄合の結果、村側による開発請負願を取り下げる。
	7月23日	西町奉行所与力が、町方（金田屋正助）から開発請負の申請があることを、難波村側に伝える。
	9月上旬	金田屋正助による難波新地の開発請負が認められる。
	10月20日	土地の買上が行われる。
明和2年	3月6日	難波新地が大坂天満組に編入される。
	9月4日	難波新地と命名され、三町に町割される。

※『難波新地三町分新建家一件』（個人蔵）、『藤井善八覚書』（『大阪市史』第五）より作成。

兵衛并長左衛門遣候処、午之刻時御呼出し御白洲江御呼出、
 地方御与力衆御立会被仰渡候者、（中略）此度公儀より新建
 家二被仰付候間、地主共江申聞御買上二被仰付候⁽³⁸⁾
 宝暦十四年（一七六四）五月二十六日夜、大坂西町奉行所から
 難波村へ差紙写が送られ、翌日の二十七日に庄屋・年寄は出頭す
 るよう命じられる。庄屋は自分の代りに代人兵助を遣わし、加え
 て年寄仁兵衛・長左衛門が町奉行所に出頭する。奉行所内の白洲
 において、兵助と仁兵衛らは、開発が公儀より命じられたことを
 与力から聞かされる。
 このように、難波新地の開発は公儀の命で始まり、大坂町人松
 安庄右衛門が出願した場合は、この段階において、すでに異な
 っている。すなわち、「幕府主導型新地」として新地開発が進め
 られたのである。
 このことに関して、開発を請け負ったのは町人であり、その点
 を重視して「個人（町人）主導」の開発とする見解がある⁽³⁹⁾。しか
 し、開発は町人が請け負うかたちをとりながらも、開発の契機や
 決定権は幕府側にあり、その意味で、難波新地は「幕府主導」の
 開発であるといえる。
 さて、翌二十八日に庄屋代人兵助および年寄与左衛門が町奉行
 所に出頭したとき、ある事件が起こる。庄屋の代人兵助が入牢を
 命じられたのである。二十七日に兵助が奉行所に出頭したとき、
 自らを年寄与左衛門と偽って称し、翌日、与左衛門が出頭したと
 き、その偽りが発覚したのである。町奉行所では、江戸役人中井
 庄五郎の立合のもと、与力吉田勝右衛門が兵助に対して、下人の

身分でありながら、公儀を恐れず偽ったことは甚だ不埒であると述べ、吟味期間中の兵助の入牢を申し付けている。⁽³⁵⁾ かつ同席していた年寄も責任があるとして、三人の年寄は大坂屋武兵衛方へ用聞預けを命じられている。⁽³⁶⁾

兵助の入牢と年寄の用聞預けを受けて、村側は、過怠御免願（金銭を納め赦免を得る）を出すなどして、赦免の策を講じた。その結果、三日間にわたる吟味取調べのち、六月十一日に兵助ほか年寄三人の罪は赦され、担当の与力から、今回に限り特別な取り計らいによって赦免する旨が告げられた。兵助の入牢および年寄三人の用聞預けの期間は、十一日間に及んだことになる。

開発の準備はその間にも進められ、五月二十九日に土地所有者は西町奉行所に出頭を命じられ、「此度建家場所替地願候哉、又者代銀とも申受候哉」と、土地の引渡方法について詰問を受けた。このとき、土地所有者は「御歎」を申し上げるが吟味が厳しく、結局、替地策よりも代銀を受け取る方法を選んでいる。⁽³⁷⁾

土地所有者には、難波村内の寺院（西念寺・自安寺）も含まれており、六月二日に西町奉行所は両寺の者を呼び寄せ、取り調べを行っている。このとき町奉行所側は、土地所有者が開発に得心した以上は、惣百姓代が開発に反対してはならない、との誓約書を庄屋・年寄たちに認めさせている。前章で述べたように、松安による開発に反対した惣百姓代に対して、町奉行所側は予め楔を打ち込んだのである。

このように、「幕府主導型新地」として進められた難波新地の開発は、庄屋代人兵助が入牢を命じられるなど、初発の段階から緊張を帯びた状態で始まった。それと同時に、開発は公儀の命令であり、村側

はその枠内において訴願運動を展開させることになる。

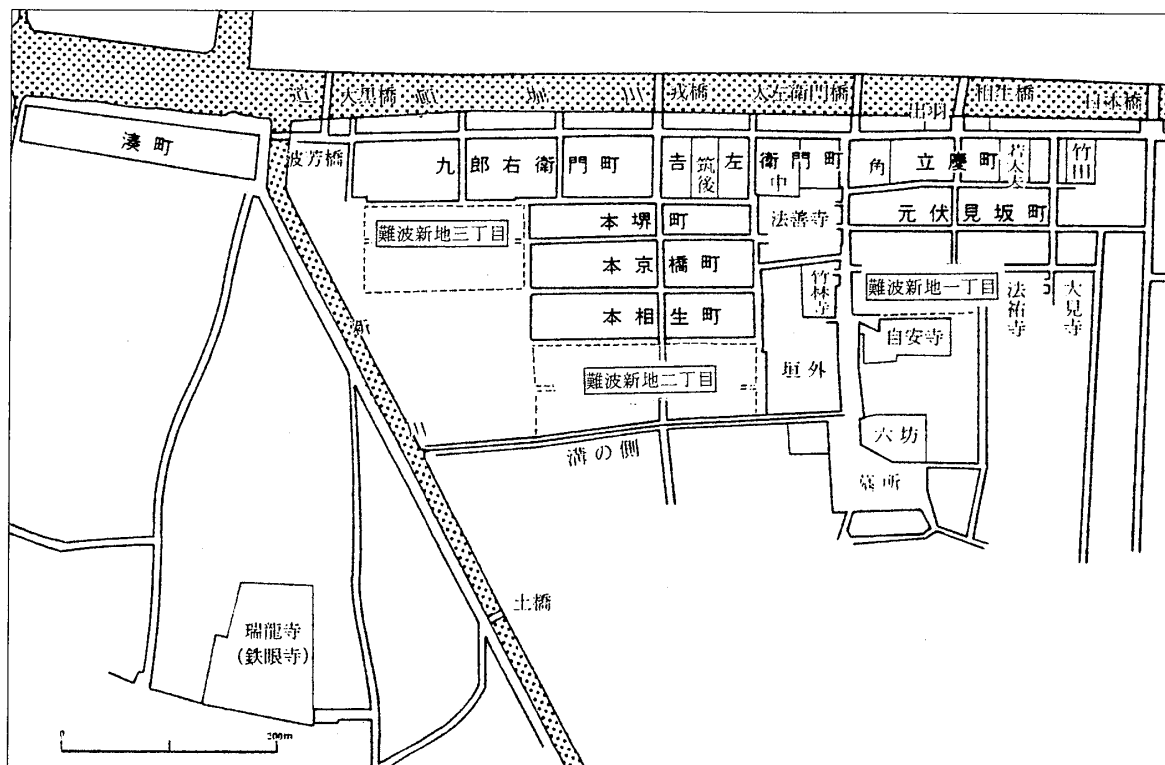
第二節 難波新地の開発地域

新地開発をめぐる訴願運動の展開をみる前に、難波新地の開発地域について確認しておきたい。先に結論を述べると、難波新地の開発地域と松安庄右衛門が出願した開発計画地域は、ほぼ同地域であると指摘できる。「松安庄右衛門新建家願一件」では、実際に開発が行われる前に、開発が差止となったため、具体的な開発想定地域は不明であるが、「道頓堀九郎右衛門町南表」の「惣苗代場」が開発候補の用地にあがっていたことは、前章で述べた通りである。難波新地の周辺地図を示した図を見てわかるように、難波新地二丁目・三丁目は道頓堀九郎右衛門町の南側に位置しており（二丁目は元伏見坂町の南側に位置）、このことから、難波新地は、松安が願い出た開発計画地域を含んでいたと推定できる。さらに、難波新地が開発される以前の土地所有者を示した表3によると、総人数二八人のうち、一六人が松安による開発計画のときの土地所有者と一致していることがわかる。すべての土地所有者が一致しているわけではないが、以上により、難波新地は、「松安庄右衛門新建家一件」で開発計画にあがった用地と、ほぼ同地域であると考えられる。言い換えると、難波新地の開発以前には、ほぼ同地域において、差止となったものの「松安庄右衛門新建家願一件」が起こっていたのである。

第三節 開発請負の訴願運動

幕府による新地開発政策に対して、村側は開発そのものに反対をせ

図 難波新地の周辺地図



※田中豊・藤田実「難波新地見世物場の位置について」(『大阪の歴史』36)の図2「明和2年ごろの難波新地付近」をもとに作成。

表3 難波新地が開発される以前の土地所有者

	出身	土地所有者		出身	土地所有者
1	難波村庄屋	甚左衛門	15	摂州御領下越石	円上善左衛門
2	難波村	覚正小兵衛	16	摂州御領下越石	正円庄三郎
3	難波村	覚正久左衛門	17	難波村	本屋喜兵衛
4	難波村	覚正安左衛門	18	難波村	平田久右衛門
5	難波村	土佐ノ清右衛門	19	難波村	太兵衛
6	難波村	土佐ノ助右衛門	20	難波村	自安寺
7	難波村	上金源左衛門	21	難波村	西念寺
8	難波村	米屋与兵衛	22	京町堀四丁目ノ越石	銭屋きよ
9	難波村	谷川道伯	23	九郎右衛門町ノ越石	松屋佐平次
10	難波村	たはこや市左衛門	24	九郎右衛門町ノ越石	山田屋友吉
11	難波村	宮部長右衛門	25	三津寺町ノ越石	松屋八右衛門
12	難波村	弥宜甚兵衛	26	大坂ノ越石	油屋与八郎
13	難波村	津和ノ五右衛門	27	大坂ノ越石	播磨屋もと
14	難波村	□屋浄心	28	摂州御領下越石	奥田屋孫四郎

※『難波新地三町分新建家一件』(個人蔵)より作成。

表のうち、網掛けで示した土地所有者は、「松安庄右衛門新建家願一件」の土地所有者と重複している人物。

ず、その請負を願い出るようになる。それは、開発に反対することはつまり、公儀に反抗することに繋がるためである。村民は開発反対が困難な状況において、最善の方法を模索した結果、開発反対の訴願運動から、開発請負の訴願運動へと移行させたのである。

兵助の出牢が赦された同日の六月十一日、難波村の年寄五名は開発の請負を西町奉行所に願い出ている。

此度新建家場処村請ニ仕度旨、書付を以年寄小兵衛・伊兵衛・小右衛門、社領年寄武平・九郎右衛門印形ニ而西御番所へ御願申上候⁽³⁸⁾

村による開発の請負、すなわち「村請」を願い出たのは、村内幕領の年寄三名と生玉社領の年寄二名である。これに対して奉行所の担当与力は、ひとまず願書を受け取り、追って沙汰を申し渡すと対応する。年寄による「村請」の願書の内容は、まもなく西町奉行所から代官所に伝えられたようで、十三日に代官所において取調べが行われている。その時、村側は庄屋を含めて、改めて開発の「村請」の願書を代官所に提出した⁽³⁹⁾。

乍恐口上

一今般当村領之内、元伏見坂町裏并難波新地南表之畑地、新建家場御目論見ニ付、右場処建家之儀、村請ニ被成下候様、一昨十一日西御奉行様へ御願奉申上候、其節私共儀、御咎メ内故罷出不申候ニ付、今日被為御召成、右村受之儀、私共得心ニ候哉被仰渡奉畏候、一昨十一日年寄百姓代奉願上候通、私共茂一同村請被成下候様乍恐奉願上候、以上

宝曆十四年六月十三日

難波村庄屋 甚左衛門

年寄 与左衛門

長左衛門

仁兵衛

内藤十右衛門様

御役所

十一日に村内年寄五人が、西町奉行所に「村請」を願い出たとき、庄屋およびその他の年寄は、兵助入牢の一件のため、願書に連名することができなかつた。そのため、改めて代官所では、庄屋の意向を確認すべく出頭を命じたのである。庄屋は、「村請」は自分も得心の上であるとの趣旨を代官所に上申した。以後、庄屋を中心とした開発請負の訴願運動が行われていくことになる⁽⁴⁰⁾。

庄屋らによる「村請」願に対して幕府は、村が開発を請け負った場合、どの程度「御益」金があるか尋ねている。その質問に対して、村側は即答することができず、相談の上、後日申し上げると返答し、帰村している。

その後しばらく開発請負の件は、目立った動きは見られなくなる。

しかし、この間にも開発の準備は進められ、土地証文の提出（六月十二日・十五日）、与力衆・代官下僚らによる用地の見分（十七日）、絵図の提出（二十日）、検地帳写の提出（二十二日）など、町奉行所と代官所によって新地開発の準備は進められている。

村側が再び開発請負の願書を代官所に提出したのは六月二十三日である。ただ、今回は「村請」ではなく、庄屋自らが開発を請け負うかたちで願い出ている⁽⁴¹⁾。

乍恐以書付御願奉申上

撰州西成郡難波村

庄屋甚左衛門

一当村領之内此度新建家御目論見之内、大坂元伏見坂町裏惣反別五反老畝五分之處、右反別之内二者、私先祖を数代預り居申候畑地御座候、然処此度御買上二而新建家之義被為 仰付候二付、右場処二而茶屋株十五軒御赦免被成下候而、私へ新建家之儀被為 仰付候ハ、畑地之儀者私相對を以譲り受、為御益与当時金子四百両奉差上、御年貢之儀者十ツ免を以毎年上納仕、町役之儀も外並之通相勤可申候、前書二奉申上候通私先祖を預り居候畑地御座候二付、右畑地二はなれ候茂何とも歎ケ敷奉存候間、御慈悲之上被為聞召上、私江新建家之義被仰付被下候ハ、広太之御慈悲難有可奉存候、以上

明和元年申六月廿三日

難波村庄屋

甚左衛門

内藤十右衛門様

御 役 所

この願書の特徴は、主に次の二点である。一点目は、開発の請負主体が庄屋であることである。庄屋甚左衛門は、「先祖を数代」以前から土地を相続してきた由緒を強調するとともに、他の人物が開発を請け負い、自分と畑地とが離れてしまつては嘆かわしいと述べる。さらに、庄屋は願書のなかで、請負の範囲をより具体的に元伏見坂町の南側（のちの難波新地一丁目に相当する地域）と示している。庄屋甚左

衛門は、土地との繋がりや由緒を強調し、かつ請負範囲を具体的に示すことで、願書をより聞き届けられやすくするよう図つたのである。

願書の特徴の二点目は、庄屋甚左衛門が請け負つた場合の「御益」が明示されている点である。甚左衛門は、もし開発の請負願が聞き届けられた場合は、金子四百両を上納し、さらに年貢は「十ツ免」（十割）で毎年上納し、加えて町役も納める、という条件を付けて願ひ出ている。この点は、前章で述べたように、松安庄右衛門が好条件（年貢は十割、毎年銀一五〇枚を上納）で開発を出願した点と共通している。このとき甚左衛門が、「御益」上納の担保として茶屋株一五軒の所持を願ひ出ている点も、新地開発の特徴として注目される。⁽⁴²⁾

庄屋甚左衛門に対する代官所側の対応は不明であるが、後日、江戸の役人が「御益之儀如何程」と尋ねていることから、このときの願書は「御益」が些少のため、却下されたのであろう。それは、七月五日に再び庄屋甚左衛門が、「御益」を四百両から七百両に増額して、願書を提出していることから推測できる。このときの願書も却下されたやうで、七月十一日に甚左衛門は再々度にわたつて願書を提出している。このときは、今までの「御益」に加えて、「私地代銀者御上より不奉受候」と述べ、開発の請負を願ひ出ている。⁽⁴³⁾ 結局、庄屋による再三の出願は聞き入れられず、村側は寄合を開き、翌十二日に開発請負願の取り下げを申請している。

その後七月二十三日になつて、村側は西町奉行所与力から、町方より開発請負の申請がある旨を聞かされる。そのときの「御益」は七二〇貫目、金にして一万二〇〇〇両という莫大な額であった。町奉行所側は、もしこの金額よりもわずかでも多く上納すれば村側に請負を命

じる、と伝えているが、村側にとってそれは不可能な条件であった。庄屋甚左衛門によって繰り返し行われた開発請負の訴願運動は、「御益」を重視する幕府に聞き入れられることはなかった。

その後、幕府は一万二〇〇両の上納金を提示にした鈴木町の金田屋正助に開発を請け負わせている。難波新地の開発において、幕府が土地の買上に費やした金額は、六六貫三二匁⁽⁴⁴⁾であり、金田屋からの上納金から、その金額を差し引くと、およそ一万一〇〇〇両が残る。この莫大な金額を幕府は手にしたことになる。幕府は「御益」を得るために新地開発政策を行ったといえよう。

難波新地の開発工事が明和二年三月に終了すると、土地は大坂三郷の天満組に編入された(ただし年貢は難波村を通じて代官所に上納⁽⁴⁵⁾)。茶屋株・風呂株・勸進角力槽株・能常舞台株・髪結床株など諸株の所持を許された金田屋正助は、その後、新地経営を展開していく。しかし、金田屋の新地経営は軌道に乗らなかつたらしく、金田屋は毎年のように年貢の未進を難波村から訴えられた。結局、経営に失敗した金田屋は、天明七年五月に難波新地を売払い、事業から撤退している⁽⁴⁶⁾。

ここで本章を小括しておきたい。

明和元年に開発された難波新地は、公儀の命令による「幕府主導型新地」として進められた。そのため、村側は「松安庄右衛門新建家一件」のときとは異なり、開発自体に反対をせず、その代わりに開発請負の訴願運動を行った。この訴願運動の質的变化は、運動を行い得る範囲において、村にとって最善の策を講じた結果である。しかも、「村請」願が却下されると、次は庄屋による請負に変えるなどして、

より願書を聞き届けられるように村側は策を練った。しかし、幕府は村側の訴願は採用せずに、町人金田屋正助に開発を請け負わせた。新地開発政策において幕府が重視したのは「御益」であり、田沼期における大坂地域の政策の特色が、この点にあらわれているといえよう⁽⁴⁷⁾。

おわりに

本論文ではまず、新地開発をその契機に注目して、「幕府主導型新地」と「町人出願型新地」の二つのタイプに設定した。

これによると、宝暦九年(一七五九)の「松安庄右衛門新建家一件」は、「町人出願型新地」として開発計画が進められた。開発に対して村側は、惣百姓代を中心にして開発反対の訴願運動を行った。その後、代官側の圧力によって惣百姓代の意思が分裂するなど、運動は紆余曲折を経るが、最終的に幕府は開発の差止を命じた。村側による訴願運動が、開発差止の判断を幕府から導き出したのである。

一方、明和元年(一七六四)の難波新地は公儀の命令による「幕府主導型新地」として開発が進められた。そのため、村側は開発自体に反対をせず、開発請負の訴願運動を行った。村側は開発の「反対」から「請負」へと、訴願運動の質を変えたのである。しかも「村請」願が却下されると、次は庄屋による請負に変更するなどして、柔軟に訴願運動を展開していった。しかし、幕府は最終的に村側の要求を採用せず、より好条件を提示した町人金田屋正助に開発を請け負わせた。そこには、「御益」を重視する幕府の姿勢が垣間見られ、田沼期における大坂地域の政策の特色が、難波新地の開発を通じて確認すること

ができる。

新地開発における訴願運動の意義を、政策決定までの道筋で捉えたとき、権限はあくまで幕府側にあり、本論で述べたように、村側の要求は必ずしも聞き入れられたわけではなかった。しかし、幕府による新地開発政策の実施過程において、村側が訴願運動を通じて、このように関わった点は注目されよう。そこには、幕府政策に対して積極的に関わろうとする民衆の「力」や、近世民衆の政治参加の姿態が明確に示されているといえる。

註

- (1) 『大阪市史』第一（清文堂出版、一九七八年、初版は一九一三年）。なお、『新修 大阪市史』第三卷（大阪市、一九八九年）では、「新地・新築地造成の経過」という項目が立てられ、より詳細に述べられている。
- (2) 内田九州男「都市建設と町の開発」（『日本都市史入門Ⅱ 町』、東京大学出版、一九九〇年）。
- (3) 塚田孝「近世大坂の開発と株」（大阪市立大学文学部紀要『人文研究』第四八巻第一二分冊、一九九六年）、のち『近世大坂の都市社会』、吉川弘文館、二〇〇六年、に所収）、同『近世の都市社会史』（青木書店、一九九六年）。
- (4) 難波村は、摂津国西成郡の一村であり、大坂三郷の南側に近接していた。本論が対象としている時期の領主は、大坂代官と生玉社である。幕末期の石高は一七二二石余で、そのうち一四一九石余が幕領で、残りの三〇二石余が生玉社領である。もともと村高は、江戸時代を通じて一定ではなく、生玉社領がほぼ三〇〇石であったのに対して、幕領の石高が変化している。その主な理由は、村内が開発され、土地が大坂三郷に組み込まれたためである。近世中後期になると、村自体が町場化していき、村内には八つの「町」が存在した。
- (5) 人口については、宝暦九年（一七五九）における村内の軒数が四九〇軒であることから、約二〇〇人ほどであったと考えられる。その後、近世後期から明治期にかけて、人口は急激に増加している。田中豊「大坂の茶立女」（『有坂隆道先生古稀記念会 日本文化史論集』、一九九一年）参照。
- (6) 大坂以外に、京都における新地の遊所化傾向については、鎌田道隆「近世都市における都市開発―宝永五年京都大火後の新地形成をめぐって」（『奈良史学』一四、一九九六年、のち『近世京都の都市と民衆』、思文閣出版、二〇〇〇年、に所収）参照。
- (7) 新地の性格付けについては、木村礎「近世の新田村」（吉川弘文館、一九六四年）の、新田分類の方法に示唆を受けた。
- (8) 本章で用いる主な史料は、『古来々新築家目論見一件』である。この史料は、文化年間に難波村庄屋氏原甚左衛門政孝が編纂したものとされている。内容は、難波村の農地で町屋敷に転換された土地、および村民の反対によって差止となった開発計画など、三〇件の土地問題をまとめたものである。内田九州男「解題」（大阪市史編纂所編『大阪市史史料第十輯 古来々新築家目論見一件』、大阪市史料調査会、一九八三年）参照。
- (9) 大阪市史編纂所編『大阪市史史料第十輯 古来々新築家目論見一件』（大阪市史料調査会、一九八三年）三八頁。以下、史料名を『古来々新築家』と表記する。
- (10) 野間光辰監修、多治比郁夫・日野龍夫編輯『校本難波丸綱目』（中尾松泉堂書店、一九七七年）に所収されている延享版「増補難波丸綱目」を参照。
- (11) 『大阪編年史』第一一巻（大阪市立中央図書館市史編纂室、一九七一年）の「雑件上三」（二〇一頁）と「御触及口達」（二九七頁）。
- (12) 岩田浩太郎氏は、松安庄右衛門のことを御城米払い下げ流通ルートを掌握していた人物と評価している。岩田「三井大坂両替店記録における天明の大坂および江戸打ちこわし関係史料について」（『三井文庫論叢』二七、一九九三年、のち解説文を増補改稿して『近世都

- 市騒擾の研究」、吉川弘文館、二〇〇四年、に所収）参照。
- (13) 岡本良一「大都市の打毀しとその主体勢力」〔日本史研究〕一二、一九五〇年、のち『乱・一揆・非人』、柏書房、一九八三年、に所収）、前掲、岩田「三井大坂両替店記録における天明の大坂および江戸打ちこわし関係史料について」参照。
- (14) 伊藤昭弘「一八世紀の藩財政と大坂金融資本」〔日本史研究〕五〇六、二〇〇四年）参照。
- (15) 『藤井善八覚書』〔大阪市史〕第五。
- (16) 『古来々新道家』五九頁。
- (17) ここでいう惣百姓代とは、惣百姓の代表者のことを指す。なお、惣百姓については、渡辺尚志『遠くて近い江戸の村』（菑書房出版、二〇〇四年）参照。
- (18) 『古来々新道家』四〇―四二頁。
- (19) ここでいう村高の減少は、難波御蔵および入堀の建設を指すと考えられる。難波御蔵は、享保十七年（一七三三）に設置された幕府の米蔵で、建設によって難波村内幕領五二石余と生玉社領一石余、および今宮村幕領三八石余の計一〇二石余が幕府に召し上げられた。
- (20) 青物生産・流通については、小林茂『近世農村経済史の研究』（未来社、一九六三年）、津田秀夫「幕末・維新期の近郊農村の性格」（大阪歴史学会編『近世社会の成立と崩壊』、吉川弘文館、一九七六年、のち『幕末社会の研究』、柏書房、一九七七年、に所収）、荒武賢一郎「近世大坂における青物流通の取引範囲」〔大阪の歴史〕五二、一九九九年）を参照。
- (21) 由緒を意識する契機として、他との争論や自らの権利が侵害される場合が多いことが指摘されている。久留島浩「村が「由緒」を語るとき―「村の由緒」についての研究ノート」（久留島浩・吉田伸之編『近世の社会集団』、山川出版社、一九九五年）など。
- (22) 『古来々新道家』四二頁。
- (23) これに関連して平川新氏は、社会的結合の成立それ自体が、社会的分裂と対立を誘発する基礎的条件であり、社会的結合と分裂はまさに表裏一体である、と述べている。平川「地域社会の結合と分裂―訴願と利益集団」（渡辺信夫編『近世日本の生活文化と地域社会』、河出書房新社、一九九五年、のち『紛争と世論―近世民衆の政治参加』、東京大学出版会、一九九六年、に所収）参照。
- (24) 強訴については、深谷克己「百姓一揆」〔岩波講座日本歴史一―近世三〕岩波書店、一九七六年、のち『百姓一揆の歴史的構造』校倉書房、一九七九年に所収）、保坂智「百姓一揆」〔岩波講座日本通史一三 近世三〕岩波書店、一九九四年、のち『百姓一揆と義民の研究』吉川弘文館、二〇〇六年に所収）参照。
- (25) 『古来々新道家』四六―五二頁。村民四九〇人は、当時の難波村の戸主の人数であると考えられる。
- (26) 『古来々新道家』五七頁。
- (27) 民衆の訴願行為の前提には、公儀との恩頼・依存関係を前提としていた。藪田貫「民衆のことばと力」（ひろたまさき編『日本の近世一六』、中央公論社、一九九四年、のち『日本近世史の可能性』、校倉書房、二〇〇五年、に所収）参照。
- (28) 『古来々新道家』五八頁。
- (29) 渡辺尚志「近世村落共同対に関する一考察―共同体の土地への関与の仕方を中心に」〔歴史評論〕四五一号、一九八七年、のち『近世の豪農と村落共同体』、東京大学出版会、一九九四年に所収）参照。
- (30) 『古来々新道家』六五―六六頁。
- (31) 八鍬友広「訴願する実力」（岩田浩太郎編『民衆運動2 社会意識と世界像』、青木書店、一九九九年、のち『近世民衆の教育と政治参加』、校倉書房、二〇〇一年、に所収）参照。
- (32) 難波新地は、寛政期頃から繁昌し始めたようである。『撰津名所図会大成』の「難波新地観物」には、茶屋が軒を連ね、昼夜とも賑わっている様子や、見世物興行によって繁昌したなどが記されている。なお、難波新地の見世物については、田中豊・藤田実「難波新地見世物場の位置について」〔大阪の歴史〕三六、一九九二年）参

照。

- (33) 本章で用いる主な史料は、『難波新地三町分新建家一件』（個人蔵）である。以下、史料名を『難波新地一件』と表記する。
- (34) 前掲(3)、塚田「近世大坂の開発と株」、同『近世の都市社会史』。
- (35) 吟味中に拘留する牢屋の機能については、平松義郎『近世刑事訴訟法の研究』（創文社、一九六〇年）参照。
- (36) 『難波新地一件』（個人蔵）。
- (37) 『難波新地一件』（個人蔵）。
- (38) 『難波新地一件』（個人蔵）。
- (39) 『難波新地一件』（個人蔵）。
- (40) 難波新地の開発地域の内、庄屋甚左衛門は土地所有者のなかで、最も広い二反四畝余の土地を所持していた。
- (41) 『難波新地一件』（個人蔵）。
- (42) 株が開発資本の援助という性格を持っていた点をうかがい知ることができる。前掲(3)、塚田『近世の都市社会史』参照。
- (43) 『難波新地一件』（個人蔵）。
- (44) 『難波新地一件』（個人蔵）。
- (45) 訴願運動終了後の開発については、前掲(15)、『藤井善八覚書』に詳しい。
- (46) 『難波新地一件』（個人蔵）。
- (47) 田沼期の政策については、中井信彦『転換期幕藩制の研究』（塙書房、一九七一年）、大石慎三郎『田沼意次の時代』（岩波書店、一九九一年）参照。

（付記）

本稿は、平成十六年一月に関西大学大学院に提出した修士論文の一部を加筆・修正したものです。本稿作成の史料閲覧にあたって、古文書所蔵者および大阪城天守閣の皆様には、多大なる便宜を御図りいただき、その厚恩に深く感謝いたします。準備の過程では、多大な御教示を賜りました関西大学セロリの会の皆様・高橋誠一先生をはじめゼミの皆様・大阪歴史学

会近世史部会の皆様には、大変御世話になりました。また、荒武賢一朗氏には多くの貴重な御意見・御指摘を賜りました。末筆ながら皆様にご心より感謝を申し上げます。

（関西大学大学院文学研究科・博士課程後期課程）